

特別支援教育奨励費について

教育委員会では、特別支援学級に入級されている児童生徒に、保護者の経済的負担を軽減し、教育の普及奨励を図ることを目的として、所得に応じて「特別支援教育奨励費」を支給しています。支給対象等については下記のとおりとなります。

対象者について

特別支援学級在籍の児童生徒

通常学級の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する方も対象。

経費	対象者	支給対象額	支給できる金額の上限		対象となるもの
			小学生	中学生	
1 新入学児童生徒学用品・通学用品費	新入学生のみ	上限額を 定額支給	28,530円	31,500円	新入学にあたって学用品・通学用品
2 学用品・通学用品購入費	全員	上限額を 定額支給	5,820円	11,370円	通常必要とする学用品・通学用品
3 修学旅行費	小学6年生 中学3年生	実費の1/2	10,790円	28,860円	交通費、宿泊費及び見学料
4 校外活動費（宿泊を伴わないもの）	該当者	実費の1/2	800円	1,155円	学校外で行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く）に必要な交通費及び見学料
5 校外活動費（宿泊を伴うもの）	該当者	実費の1/2	1,845円	3,105円	学校外で行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く）に必要な交通費、宿泊費及び見学料

支給対象外について

特別支援教育奨励費とは別に、経済的に困りの家庭へ学用品費などを助成する「要保護・準要保護児童生徒就学援助費」制度があります。就学援助費は、特別支援教育奨励費より支給が手厚く、そちらを優先して利用していただくため、受給世帯は特別支援教育奨励費の対象外となります。

支弁区分

世帯の収入額と生活保護基準額を基に算出した金額（需要額）との倍率により支弁区分を決定します。支弁区分に応じて対象経費の支給を行います。

支弁区分	算定基準額	特別支援学級入級児童生徒
I	収入額が需要額の1.5倍未満	認定
II	収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満	
III	収入額が需要額の2.5倍以上	不認定

申請方法

特別支援学級入級児童生徒について、6月頃に学校通じて案内をお送りします。

提出書類に記入に上、学校に提出してください。

※要保護・準要保護児童生徒就学援助費を受けられている方については、そちらの利用を優先するため申請案内を送付いたしません。

認定・支給

申請を受付後、教育委員会で認定基準に則って世帯所得額と需要額を計算し、所得要件に該当すれば認定が決定します。

認定結果は9～10月頃に保護者宛てに通知します。経費の支給は12月頃を予定しています。